通知書受領

二月十四日衆議院から、同院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員
　橋本　文彦（長谷雄幸久の補欠）
同　予備委員
　遠藤　乙彦（橋本文彦の補欠）

また、同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員
　橋本　文彦（長谷雄幸久の補欠）
同　予備委員
　遠藤　乙彦（橋本文彦の補欠）

人事異動

内閣

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定締結交渉のための日本政府代表を命ずる
期間は平成二十六年十月二十一日までとする（十月七日）
　特命全権大使　角崎　利夫

願に依り本官を免ずる
（水産庁次長）農林水産技官　香川　謙二

日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
日韓漁業共同委員会代表たる日本政府代表を命ずる
（水産庁資源管理部審議官）同　遠藤　久

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を命ずる
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を命ずる
（水産庁増殖推進部長）同　長谷　成人

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会日本政府代表を命ずる
漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を免ずる
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を免ずる
（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　根本　宜之

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上二月十四日）

人事院

交流審査会委員に任命する（二月十六日）　髙尾　剛正

最高裁判所

奈良家庭裁判所判事に補する　大阪高等裁判所判事　西垣　昭利

兼ねて奈良地方裁判所判事に補する
奈良簡易裁判所判事に補する　簡易裁判所判事　西垣　昭利

長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事・長野簡易裁判所判事
東京高等裁判所判事に補する　深見　玲子

東京簡易裁判所判事に補する　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　伊東　顯

長野地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて長野家庭裁判所判事に補する
長野簡易裁判所判事に補する（以上二月十日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事鳥羽耕一は二月九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事石井宏治は二月十日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月十五日セルビア国の国祭日につき、同月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、二月十六日リトアニア国の国祭日につき、同月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、二月十七日リビア国の国祭日につき、同月十四日同国制憲議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

文部科学省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、文部科学省防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年2月18日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

防災基本計画の修正等に伴い、文部科学省防災業務計画を修正した。

二　修正年月日

平成26年2月5日

三　修正の要旨

防災基本計画の修正等を踏まえ、文部科学省防災業務計画の「原子力災害対策」の所掌事務を見直す等、所要の修正を行った。

法務

公証人死亡

東京法務局所属公証人五十嵐義治は平成二十六年一月二十五日死亡した。（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改定に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第1号

北海道地方交通審議会から北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第2号）及び北海道漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第3号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西十丁目」あて提出されたい。

平成26年2月18日

北海道運輸局長　小山内　智

北海道地方交通審議会の意見（要旨）

1．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「192,200円」を「194,000円」に改正することが適当である。

2．北海道漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「192,200円」を「194,000円」に改正することが適当である。

公告

諸事項

一級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により一級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

平成26年2月18日

国土交通大臣　太田　昭宏

年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成26年1月30日	内藤　彰	33020	死亡
平成26年1月30日	齋藤　眞宣	110748	〃